

【接種対象者】

- 1 接種当日65歳以上の方
- 2 接種当日60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい（身体障害者手帳1級相当）有する方

【接種費用】 8,000円

【接種回数】 1回

【接種に必要なもの】 予診票、本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）

1 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルスに感染することによって起こります。

発熱、咽頭痛、咳、頭痛、倦怠感等の症状が出ますが、ほとんどの方は時間経過とともに改善します。ただし、罹患後症状（いわゆる後遺症）として、一部の症状が長引いたり、新たに症状が出現する場合があります。また、高齢者や基礎疾患のある方は重症化リスクが高くなることが分かっています。

2 有効性

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

3 副反応

予防接種後、下記（2）（3）の症状を認めた場合は、医療機関を受診してください。

（1）比較的多くみられる副反応

接種部位の痛み、頭痛、倦怠感、筋肉の痛み等

※通常数日で回復します。

（2）まれに起こる副反応

ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、発赤、掻痒感（かゆみ）、呼吸困難等）

（3）その他、重度の副反応

心筋炎、心膜炎

ワクチン接種後4日程度の間に、胸の痛みや息切れ等の症状がみられた場合には、速やかに医療機関を受診してください。

4 予防接種を受ける前に

（1）一般的な注意事項

ア 新型コロナウイルス感染症の予防接種は、本人が希望する場合に接種を行います。有効性や副反応等を十分理解した上で接種を受けてください。

イ 本人の意思確認ができない場合、本市の費用助成による接種を受けることはできません。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ア 接種当日、明らかに発熱（通常37.5度以上を指す）を認めている方
- イ 重篤な急性疾患にかかっている方
- ウ 過去に新型コロナウイルス感染症の予防接種によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな方
- エ その他、医師が不適当な状態と判断した方

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師と相談が必要な方

- ア 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液等の基礎疾患のある方
- イ 過去にけいれんの既往がある方
- ウ 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- エ 過去に新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けて接種後2日以内に発熱を認めた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を認めた方
- オ 新型コロナウイルス感染症の予防接種によってアレルギーを起こすおそれがある方
- カ 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害のある方

5 予防接種後の一般的注意事項

- (1) 接種後24時間以内の健康状態の変化、特に30分以内の急激な健康状態の変化には注意し、観察しておく必要があります。
- (2) 接種当日の入浴は差し支えありません。
- (3) 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過度な運動や飲酒は避けましょう。

6 予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出たり、障がいを残す等の健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。予防接種による健康被害が生じた場合には、こども家庭・保健センターにお問合せください。

問合せ先
芦屋市こども家庭・保健センター
予防接種担当
〒659-0051 芦屋市呉川町14番9号
TEL:0797-31-0655
FAX:0797-31-1018
※お電話の際は、電話番号をよくお確かめのうえ
おかけ間違いのないようお願い致します。